

令和7年度第8回那珂川市農業委員会会議録

令和7年11月10日、那珂川市農業委員会会長結城五子は、令和7年度第8回農業委員会総会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

日 時 令和7年11月10日（月） 午前9時26分～午前10時00分
場 所 都市整備部 外会議室

1. 議事録署名人

- 1 番 藤野由紀雄
- 2 番 内野 学

2. 議 案

- 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第39号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取について
- 議案第40号 非農地証明願について

3. 報 告

- 報告第18号 専決処分について
農地法第3条の3第1項の規定による届出書（相続）について
- 報告第19号 専決処分について
現況証明願について

4. その他

- ①空き農地情報紹介事業について

5. 出席委員

農業委員

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 会長 | 結 城 五 子 | 1 番 | 藤 野 由紀雄 |
| 2 番 | 内 野 学 | 3 番 | 井 上 和 秀 |
| 4 番 | 池 田 政 幸 | 5 番 | 飛 永 洋 |
| 6 番 | 白 水 照 美 | | |

農地最適化推進委員

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 川 口 正 明 | 2 番 | 三 角 貴 博 |
| 3 番 | 山 崎 美代子 | 5 番 | 上 野 善 勝 |

6. 欠席委員

農業委員 1名

農地最適化推進委員 1名

7. 事務局

農業委員会事務局

事務局長 上 溝 朋 之

係 長 手 嶋 雄美子

午前9時26分 開会

○事務局長

それでは、お時間前ですけれども、出席者の方皆さんそろわれておりますので、開会をしたいと思います。

いつものように、携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードのほうに切替えをお願いいたします。

それでは、よろしく申し上げます。

○事務局

農業委員1名と推進委員1名が欠席となっております。

○議長

農繁期も終わり一段落されているところではないかと思いますが、朝夕だんだん寒くなってまいりますので、お体には十分注意してください。

それでは、ただいまから令和7年度第8回那珂川市農業委員会総会を開会します。

議案に入ります前に、議事録署名人の指名を行います。

1番の藤野由紀雄委員と2番の内野学委員を指名します。よろしく申し上げます。

それでは、議案に入ります。

議案第37号、番号1、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

議案第37号、番号1、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

農地法第3条の許可は、農地を農地のまま売買したり贈与したりして所有権などを移転するための許可になります。今回は売買によるものです。

議案書は2ページをお願いします。農地法第3条の規定による許可申請書になります。資料編のほうは2ページをお願いします。

譲渡人と譲受人の氏名、住所、申請地の所在地、地目、面積等は議案書に記載のとおりです。契約の内容は売買による所有権の移転です。

議案書の3ページをお願いします。

現在所有している農地は1万340平米です。

議案書の7ページ、営農計画書を御覧ください。

申請理由については、取得する農地が自宅に隣接する農地であり、所有者の売却意思を受けて購入することになったとのことです。

作付計画は水稻で、自家消費です。

農作業に従事する世帯員等は、本人のほかに3名です。

8ページをお願いします。

使用する農機具は、トラクター、田植機、コンバインです。

通学方法等は、通作距離が0.1キロ、所要時間が約1分から5分、交通手段は徒歩です。

農業経験については、50年近く家族で農業に従事し、水稻などの栽培を行っているとのことです。

9ページから14ページが登記事項証明書、15ページ、16ページが字図、17ページが位置図、通作図になります。

では、資料編の1ページをお願いいたします。

今回の申請につきましては、こちらに記載の判断基準の農地法第3条第2項の第1号から第6号の規定に該当しないため、第3条の許可条件は満たしていると判断します。

説明は以上になります。

○議長

それでは、担当の推進委員の意見ををお願いします。

○推進委員

10月12日に現地を見に行きました。現在この広いところは畑として使われておりまして、細長いところは今、荒れておりました。本人に聞いたところ、そこもお米を作るということでした。

売りたい側の人によれば、知っている人に売ったほうが良いということで、近くで作ってもらったらい良いということでした。

以上です。

○議長

ありがとうございます。

それでは、質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第37号、番号1は許可することに決定しました。

次に、議案第38号、番号1、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第38号、番号1、農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

農地法第4条の許可は農地の権利移動を伴わない転用を許可するものとなっております。

議案書19ページをお願いします。資料編のほうは3ページをお願いします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書になります。

1、申請人の住所、2、許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。

3、転用計画は、(1)資材置場で、(2)理由の詳細は、現在の資材置場が手狭になったためとなっております。(3)利用期間は、許可後から永年となっております。

議案書20ページが土地の登記事項証明書、21ページ、字図、22ページが位置図となっております。

23ページ、資金計画書、24ページが預貯金の残高証明書です。

25ページに事業計画書、26ページが被害防除計画書です。

続きまして、農地区分について説明いたします。資料編の3ページをお願いします。

こちら、青い線で囲んでいるところが申請地から300メートルの範囲の円になっております。おおむね300メートル以内に市役所があるため、こちらは第3種農地と判断できます。第3種農地は原則許可をする農地区分になりますので、代替地の検討は不要になっております。

議案書の27ページが水利関係承諾書、28ページは農地転用事前協議の回答、29ページが文化財確認願についての回答です。

30ページを御覧ください。

こちらの申請地につきましては、8月の農地パトロールの際にこのような状態になっているということが発覚しまして、地権者のほうに始末書をつけた上で転用申請をしていたべくように指導を行ったところになっております。こちらに始末書を添付してもらいまして、今後、農地法を遵守する旨を記載してもらっております。

31ページから33ページまでが図面になっております。

説明は以上になります。

○議長

それでは、担当の農業委員の意見ををお願いします。

○農業委員

10月18日に現地のほうに業者の方と行って見てまいりました。パトロールのときに見たところで、もうきれいにできてしまっていて、後どうすることもできないだろうなという感じで、説明では資材置場と、あと農機具の自宅に置いているものがちょっと手狭になったので、そういうものも置きたいというふうな説明を受けました。周りとのあれも全然良好のようなので、特に多分問題ないと思います。

○議長

ありがとうございます。

それでは、何か質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第38号、番号1は許可することに決定しました。

次に、議案第39号、番号1、農用地利用集積等促進計画案に係る意見徴収について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第39号、番号1、農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取について説明いたし

ます。

議案書は35ページ、資料編のほうは4ページをお願いいたします。

本日、別紙で、カラーで印刷されております、右上に資料（議案第39号）と書いてある、こちらのチラシを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構の特例事業である農地売買等事業による売買になります。農地売買等事業とは、規模縮小、あるいは離農しようとする農家から農地中間管理機構が農地を買い入れて、営農意欲の高い農家に売り渡す事業になります。この事業を活用した売買は、農地法第3条の許可ではなく農用地利用集積等促進計画による所有権移転になります。

カラー印刷された資料の裏面を御覧ください。農地売買等事業のメリットについて記載されております。

対象農地は、農業振興地域の農用地区域内の農用地に限られますが、この事業を利用することによって税金の控除を受けることができたり、契約や登記などの煩雑な事務手続は推進機構が行ってくれます。福岡県における農地中間管理機構は、福岡県農業振興推進機構となっております。

それでは、議案書に戻りまして、35ページをお願いします。

流れとしては、まず、農地の所有者から福岡県農業振興推進機構が買入れを行い、その後、機構から農地を買手に売り渡すという流れになります。

所有権移転をする者（農地を売り渡す者）、こちらは、35ページの住所、氏名、土地の所在地、面積、申請書記載のとおりです。

36ページを御覧ください。

所有権の移転を受ける者（農地を買入れする者）の住所氏名は記載のとおりです。

小さいですが、下のほうの表に所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等という表がございます。本人のほかに3人で耕作予定で、所有する農機具は、トラクター2台、コンバイン1台、田植機1台、トラック1台となっております。

37ページ、38ページが土地の登記事項証明書、39ページが字図になっております。

農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取についての説明は以上になります。

○議長

では、説明がありましたけど、何か質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第39号、番号1は許可することに決定しました。

次に、議案第40号、番号1、非農地証明について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第40号、番号1、非農地証明願について説明いたします。

議案書の41ページを御覧ください。資料編は8ページをお願いします。

願出人の住所、氏名、土地の所在地などは議案書に記載のとおりです。

42ページと43ページに土地の登記事項証明書、44ページ、字図、45ページに位置図を添付しております。

こちらの農地は昭和48年に農地転用の許可を出した記録がありますが、昔の許可になっているので、転用目的の記録が残っていないため、現況証明を出すことができません。そのため、非農地証明願を提出いただいております。

現地確認を行いました。個人住宅が建築されておりまして、農地として復旧することは難しい土地と判断いたしました。

資料編の6ページをお願いします。

申請地につきましては、第3、非農地証明書の発行基準の(2)アからカの要件を満たしております。

説明は以上になります。

○議長

担当の農業委員の意見をお願いします。

○農業委員

10月22日に測量事務所、業者さんと確認したところ、先ほど事務局の言われたとおりでした。

以上です。

○議長

何か質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑がないようですので、採決を行います。

賛成の意味は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第40号、番号1は承認されました。

次に、議案第40号、番号2、非農地証明について、事務局よりお願いします。

○事務局

議案第40号、番号2、非農地証明について説明いたします。

議案書47ページをお願いします。資料は9ページをお願いします。

願出人の住所、氏名、土地の所在地などは議案書に記載のとおりです。

48ページから53ページまでが土地の登記事項証明書、54ページが字図、55ページに位置図を添付しております。

56ページは、20年以上農地として使用していないことが証明できる建物や樹木がない場合に、20年以上農地として使用していない旨を記載した上申書を添付しております。

現地確認を行いました。個人住宅の駐車場として地面が舗装されており、農地として耕作することは難しい土地と判断いたしました。

資料編の6ページをお願いします。

申請地につきましては、第3、非農地証明書の発行基準の(2)アからカの要件を満たしております。

説明は以上になります。

○議長

それでは、担当の農業委員の意見をお願いします。

○農業委員

ここはもう何年も前からそこに家が建って、今もちゃんと舗装されて、農地としては活用できない場所です。

○議長

それでは、何か質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑がないようですので、採決を行います。

賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第40号、番号2は承認されました。

次に、報告事項です。

報告については、事務局長の専決事項として処理が終わっている内容です。事務局より報告をお願いします。

○議長

報告第18号、番号1、専決処分について、農地法第3条の3第1項の規定による届出書（相続）について報告いたします。

議案書は58ページをお願いいたします。資料編は10ページになります。

相続、法人の合併・分割、時効取得等により許可を受けることなく農地の権利を取得した者は、権利の取得を知った日からおおむね10か月以内に農業委員会に届出をすることとされておりまして、農地法第3条の許可は不要とされております。

相続により所有権を取得した者の氏名、住所、取得した土地の所在地は記載のとおりです。

続きまして、報告第19号、番号1から2、専決処分、現況証明について説明いたします。

現況証明書は過去に農地転用許可をした農地で、転用目的どおり現に利用されている場合に証明するものになります。

議案書の報告、60ページを御覧ください。資料編は11ページになります。

報告第19号、番号1の現況証明願は平成4年8月5日付の農地転用で、転用目的は貸家建築で許可済みです。現地を確認して、令和7年10月3日付で現況証明書を発行済みです。

次に、議案書の報告、62ページを御覧ください。資料編は12ページになります。

報告第19号、番号2の現況証明願は平成2年5月1日付の農地転用で、転用目的は給油所建設で届出受理済みです。

現地を確認しまして、令和7年10月9日付で現況証明書を発行済みです。

報告については以上になります。

○議長

それでは、報告について何か質疑がある方は挙手をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、その他について事務局より説明をお願いします。

○事務局

その他の空き農地情報紹介事業について御説明します。

本日お配りしているピンク色の紙ファイルを御覧ください。

前回の農業委員会で、農地パトロールをした後の遊休農地の有効活用について話が上がっていたかと思います。遊休農地につきましては、土地の所有者に意向調査を行いまして、同意をいただいた方に農地情報紹介同意書を提出してもらっています。こちらのピンクの冊子の一番上につけている農地情報紹介同意書、こちらを提出していただいております。

遊休農地以外でも、窓口などで相談を受けた際や、毎年2月に農協で行われます営農座談会のときに確認野帳の配布と一緒にこの農地情報紹介同意書を配布して、情報を収集しております。同意をいただいた農地については、情報を取りまとめて窓口で閲覧できるように設置しております。

今回、情報共有のために、窓口を設置をしているものと同じものを皆さんにお配りしております。この農地情報紹介の制度で、令和6年度は6件、令和7年度は現在までに3件マッチングして、貸借契約の設定がなされております。

なお、できるだけ担い手に農地を集積、集約していくために、同意書が提出された農地の隣接地で担い手の方が耕作を、認定農業者の方や認定新規就農者の方が耕作されているような場合は、こちらから個別に認定農業者の方に耕作ができないか確認なども行っております。こちらの農地情報は随時更新をしておりますので、半年に1度ぐらいの頻度で、この農業委員会総会で情報共有をしたいと思っております。

また、皆さん、こちらの冊子を持ち帰っていただいて、農家さんから空いている農地がないかとか、耕作地をもっと広げたいとか、新規で農業を始めたいなどの御相談があった場合に、こちらの農地の情報を紹介していただけたらと思います。

また、反対に、地権者さんのほうから農地を誰かに貸したいとか、売りたいなどの御相談をされた場合も、もちろん知っている農家さんがいらっしゃれば直接御紹介していただけたらと思いますが、紹介できる方がいらっしゃらない場合は、こちらの事業に御登録いただくように御案内していただきたいと思っております。

それともう一点、口座振替依頼書というのを今日、机の上にお配りしているかと思いま

す。今現在、これまで現金で費用弁償であったり報酬をお配りしていたかと思うんですけども、ほかの市の協議会とか団体などほとんど口座振込になってきておりまして、安全面を考慮しまして、農業委員会でも、次回の支払いから振込にさせていただきたいと思っております。次回の農業委員会の際に、こちらの振込依頼書に記入をいただいたものを御提出いただければと思います。支払いのタイミングとしては、出席をした後に振込のお手続きをしますので、事後にお支払いという形になります。今は当日お渡しをしており、事後払いということになるんですけども、こちらについてはすみません、御協力をお願いしたいと思います。

以上になります。

○議長

ありがとうございます。

それでは、いろいろ空き農地情報の紹介等の用紙が配られておりますので、地域においてもいろいろ御相談に乗っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それから、振込のことですけど、よろしくお願いしますおきます。

それでは、12月の委員会は12月10日の月曜日、議会があるために3時から委員会をいたします。よろしくお願いします。

振込用紙も、御記入の上、提出いただきますようによろしくお願いしておきます。

今日はこれで終わりたいと思っております。お疲れさまでした。

午前10時00分 閉会